

# 新型コロナウイルス感染症に係る 傷病手当金の支給について

当組合の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、労務に服することができなくなった場合、傷病手当金を支給します。

## <傷病手当金の支給対象者>

本組合に加入している「第1種組合員」「第1種特別組合員」「第2種組合員」及び組合員の世帯に属する「家族」（「家族」については、組合員が開設または勤務する医療機関より給与等の支払いを受けている方が対象。）

※傷病手当金の支給は、療養のため労務不能と認められることが必要です。

※医師が自身に対する診療（いわゆる自己診療）による申請はできません。

①「事業所より給与等の支払いを受けている方」と

②「個人事業主の第1種組合員及び第1種特別組合員」で給付が異なります。

### ①事業所より給与等の支払いを受けている方

事業所より給与等の支払いを受けている被保険者（法人事業所の事業主、法人事業所及び個人事業所の勤務医、第2種組合員、事業主の家族として加入しその事業所より給与等の支払いのある家族）で、新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、労務に服することができず、その間給与の支払を受けていない方

#### 【支給対象日数】

労務に服することができなくなった日から起算し、連続して3日を経過した日（4日目）から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日数

#### 【支給額】

$[(\text{直近の継続した3か月間の給与収入の合計額} \div \text{就労日数}) \times (2/3)] \times \text{対象日数}$

※一日当たりの支給額について30,887円を超えるときはその額とします。

※給与の一部を受けることができる場合は、支給額が調整されます。

#### 【適用期間】

傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日～令和4年3月31日の間で、療養のため労務に服することができない期間（但し入院が継続する場合等は最長1年6か月まで）

### ②個人事業主の第1種組合員及び第1種特別組合員

新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、労務に服することができなくなった方

#### 【支給対象日数】

労務に服することができなくなった日から起算し、連続して3日を経過した日（4日目）から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日数

#### 【支給額】

1日につき15,000円

#### 【適用期間】

傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日～令和4年3月31日の間で、療養のため労務に服することができない期間。ただし90日を超えないものとする。

申請書は組合にございますのでご連絡ください。

※裏面もご覧下さい

〔以下の場合、支給対象となりませんのでご注意ください〕

- 同居家族が感染し、自分は無症状だが念のため出勤を控えた
- 診察した患者の感染が判明したので、念のため事業所を休診にした
- 事業所内で感染者が発生し、事業主の指示により全員自宅待機をした
- 労務に服することができなくなった期間に対し、給与が満額支払われた  
(有給休暇を使用した場合は、従来の傷病手当金の申請が可能です。)
- 事業所内の業務で感染した (労災保険\*該当となります)

#### ※ 労災保険（労働者災害補償保険）について

- 医療従事者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険の給付対象となります。労災が適用される可能性が高い場合は、労災の手続きを優先してください。  
(労災補償は平均給与の8割であり、傷病手当金よりも有利です。)  
なお、労災保険の詳細は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせ下さい。
- 労災保険の給付対象となった場合は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金は支給されません。また、従来の傷病手当金(規約第15条)の支給も受けることができません。
- 傷病手当金を支給された方が労災保険の休業補償給付を受けられた場合は、医師国保組合へご連絡下さい。

#### 傷病手当金の請求権（時効）について

労務に服することができなかった期間の初日の翌日から起算して「2年」となりますので、ご申請はお早めをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る「傷病手当金」は、国からの財政支援に基づき支給します。今後、国から新たな通達等が発出され取扱いが変更となる場合があります。取扱いが変更となった場合は、組合ホームページにてお知らせいたしますのでご確認下さいますようお願い申し上げます。